

一、昨日午後一時、本館に於て、新聞記者、各持て、
 二、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、
 三、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、

十二月五日、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、
 一、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、
 二、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、
 三、新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、

新聞記者、本館に於て、昨日午後一時、本館に於て、

リテ精算スル事

三、退職功勞手当制定ノ件

但シ任意ノ場合ニ依ル退職ノ場合モ之ヲ含ム
 右支給額解雇手当ノ二分ノ一
 四、當問題ニ對シテ其ノ理由ノ如何ヲ問ハス絶体ニ犠牲者ヲ出サザ
 ル事

右四ヶ條及決議書ノ件何卒御承認ノ上御實施ノ程伏シテ及歎願候
 也

堺支部員一同

梅鉢工場 御中

決議文

一、今、梅鉢工場ニ於ケル請負單價ニ割値下ニ關シ現在ノ悲惨ナル
 二、加ヘテ到底吾人等ノ堪エ得サル所ナリ依テ是ニ斷乎トシテ反